



## 川島町定期予防接種費用助成金(償還払い)について



川島町で実施している定期予防接種において、県外での里帰り出産や入院などの理由により、町が委託契約している医療機関以外でやむを得ず定期予防接種を受ける方を対象に、予防接種費用の一部助成を行います。希望される方は、接種を受ける前に健康福祉課(健康増進グループ)にご相談下さい。

### ☆ 対象となる方

接種当日に、川島町に住民登録があり、以下のいずれかに該当する方のうち、委託医療機関での接種が困難な方

- (1) 出産等で県外に長期に渡り里帰りしている場合
- (2) 事情により県外に事実上居住している場合
- (3) 町外の施設に入所している場合
- (4) かかりつけ医が委託医療機関以外でかつ、その医師の判断で予防接種を受けなければならない特別な持病がある場合

### ☆ 対象となる定期予防接種

ヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎、四種混合、二種混合、BCG、水痘、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、日本脳炎、子宮頸がん、高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌

### ☆ 助成の内容

町が定めている助成上限額(別紙)と実際に契約外医療機関での接種費用を比較し、少ない額が助成対象となります。

なお、高齢者インフルエンザと高齢者肺炎球菌は、一部自己負担金があります。詳しくは別紙をご覧ください。

### ☆ 接種と助成金交付の流れ

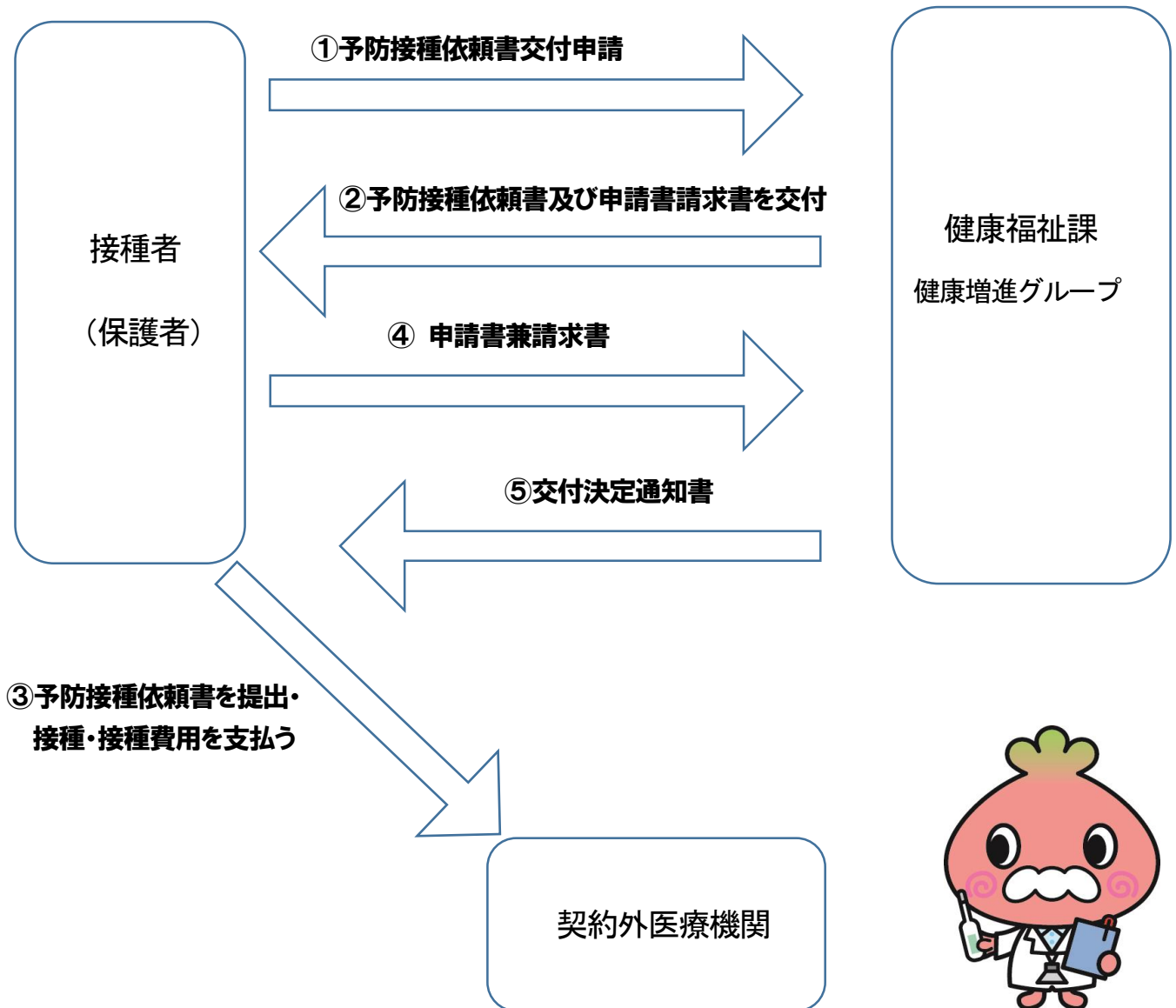
- ① 接種前に必ず、予防接種実施依頼書交付申請をしてください。
- ② 申請後、予防接種実施依頼書と川島町定期予防接種費用助成金申請書兼請求書を交付します。
- ③ 医療機関等に予防接種実施依頼書を提出し、予防接種を受け、領収書(接種した予防接種名が記載されたもの)、予防接種済証などを必ずもらってください。
- ④ 接種後、川島町定期予防接種助成金交付申請書兼請求書、領収書、母子健康手帳の写し(高齢者は除く)、振込口座のわかるものを持参し、健康福祉課(健康増進グループ)に提出してください。
- ⑤ 書類提出後、交付決定通知書または不交付決定通知書を郵送します。
- ⑥ 交付決定通知の場合は、指定の口座に振り込みます。

### ☆ 申請期限

助成金交付申請期間は、予防接種をした日から起算して1年以内となります。接種後、早めに申請してください。

**裏面もご覧ください。**

## 【交付の流れ】



### 問合せ

川島町健康福祉課 健康増進グループ

〒350-0192

川島町大字下八ツ林 870-1

TEL 049-299-1758 (直通)

Fax 049-297-6087